
白石東地区センター体育室床修繕業務
＜仕様書＞

令和4年10月

札幌市白石区市民部

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市白石区市民部総務企画課が発注する「白石東地区センター体育室床修繕業務」に基づき行う修繕（以下「修繕」という。）に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。

(修繕の準備)

第2条 受託者は、修繕の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(修繕計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本修繕実施に関する作業計画書等を作成し提出すること。当該計画書には、実施にあたり必要な事項を記載するほか、使用材料、作業工程、作業日程を明記し使用材料の安全データシートを添付すること。なお、施設を運営しながらの修繕となるため、工程については、施設管理者及び委託者とあらかじめ調整の上、決定すること。

(打合せ等)

第4条 修繕の実施にあたっては、受託者は委託者及び施設と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、本仕様書に明示の無い場合もしくは疑義が生じた場合には、委託者と協議するものとする。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、修繕を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、修繕が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果品の著作権者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

3 受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等を負担すること。

(環境負荷の低減)

第8条 修繕の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届等)

第9条 修繕完了後、速やかに完了届及び報告書を提出すること。

2 修繕の概要

(1) 概要

白石東地区センター体育室 の床について、既存の塗装を完全に撤去の上、再塗装を行う。

(2) 修繕対象施設名及び修繕場所

| 修繕対象施設名 (住所) | 建物概要 | 修繕場所 |
|----------------------------------|--------------------------|-----------|
| 白石東地区センター (札幌市白石区本通16丁目南4-27) | RC造一部S造、 2階建 1,219.9㎡ | 1階 体育室 |

(3) 履行期間

契約締結の日から、令和5年(2023年)1月6日(金)まで

(4) 履行条件

ア 修繕期間

修繕は、乾燥期間や揮発性有機化合物の室内濃度測定の実施及び測定結果報告、委託者の完了状況確認も含め、体育室の貸出休止期間内に実施すること。

なお、体育室の貸出休止期間は、令和4年(2022年)11月30日(水)から12月28日(水)までとする。

イ 業務実施可能時間

8:45~21:00

3 修繕の内容

(1) 事前調査及び施工前の揮発性有機化合物の室内濃度測定

- ・修繕実施前に、施工に必要な調査を行う。
- ・修繕の施工に先立って揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う。

(2) 修繕の実施

- ・修繕の範囲は、仕様書別紙図面「04_体育室詳細図」フローリング部分とする。
- ・搬入経路や既存設備等の養生を行うこと(ビニルシート等)。
- ・修繕に使用する化学物質を発散させる建築材料等は、下記のほか、揮発性有機化合物の発散が少ない材料の使用に務めるほか、仕様書別紙「揮発性有機化合物の対策」を満たすものとする。

(水性ウレタンクリアー塗り)

| 使用部位 | 塗り種別 | 使用材料 |
|------|--------------|--------------|
| 床 | 4回塗、サンダー掛け5回 | 作業計画書提出時に委託者 |

| | | |
|--|--|------------|
| | | の承諾を必要とする。 |
|--|--|------------|

・作業工程

乾燥時間を十分に確保すること。

各施工状況を写真で記録に残すこと。

〈床〉

| | |
|---|---|
| ① | 金具類等に養生を行う。 |
| ② | フローリング損傷部にパテ処理を行う |
| ③ | 既存塗装研磨 ：サンダー掛け（5回）を行い、ポリッシャー研磨後、掃除機による除塵をする。 |
| ④ | 下塗り ：ウレタン塗装を行い、ポリッシャー研磨後、掃除機による除塵をする。 |
| ⑤ | 中塗り ：ウレタン塗装を行い、ポリッシャー研磨後、掃除機による除塵をする。 |
| ⑥ | 上塗り（1回目） ：ウレタン塗装を行い、ポリッシャー研磨後、掃除機による除塵をする。 |
| ⑦ | ライン引き ：墨出し・養生テープ張りの上、ラインを引く。乾燥後、掃除機による除塵をする。 |
| ⑧ | 上塗り（2回目） ：ウレタン塗装を行う。乾燥を確認し、金属等の養生を外す。 |

※サンダー掛けに必要な発電機は施設駐車場に設置し、施設の運営に支障のないルートで、施設内に引き込むこととする。発電機は受託者が調達の上、設置位置を、委託者及び施設と事前に調整すること。

※床塗装の品質を確保するため、作業範囲の室温（床面近傍）を5度以上に保つこと。なお、採暖にあたっては、施設の暖房を使用すること。

(3) 施工後の揮発性有機化合物の室内濃度測定

・作業終了後、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、速やかに測定結果を委託者に提出すること。

なお、詳細は仕様書別紙、「揮発性有機化合物の室内濃度測定」を参照のこと。

・作業時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない

(4) 撤去部材の処分

・発生材（建設副産物）の処理にあたっては、関係法令に従い適正に処分すること。産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）

を用いて管理・処分し、処理後、マニフェストの原本及び計量伝票を用いて、委託者より適正処理の確認を受けること。

- 建設副産物の処理方法先は下表のとおりとし、原則として札幌市内の処理施設を、「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」（環境局ホームページ参照）から指定すること。ただし、（※）で示す副産物については市外に搬出すること。

| 搬出先 | 種別 |
|--------|--|
| 再資源化施設 | アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、コンクリート塊（モルタル付着）、コンクリートブロック（建築用）、インターロッキングブロック（着色含）、金属くず、木くず（建設廃材）、剪定枝等生木、廃プラスチック類、蛍光管類、廃石膏ボード（条件有）、汚泥（無機性） |
| その他の施設 | がれき、紙くず・木くず・繊維くず、ALCパネル、混合廃棄物、廃石膏ボード、アスファルト防水材（※）、非飛散性アスベスト成形板（※） |

(5) 委託者の完了状況確認

- 施工後、委託者が現地確認を行うことから、修繕完了後、委託者と日程を調整すること。

(6) 報告書の提出

- 受託者は、下記に示す書類を作成の上、委託者に提出すること。

| 提出書類等 | 部数 | 提出期限 |
|--|----|-----------------------|
| (1) 着手時 ・作業計画書（施工手順、使用材料、安全管理計画含む） ・作業責任者及び作業者名簿 ・連絡体制表 ・作業工程表 | 各1 | 着手後速やかに、かつ、施工開始10日前まで |
| (2) 完了時 ・完了届 ・報告書（施工前・施工中・完了後写真、揮発性有機化合物の室内濃度測定結果、マニフェスト等を含む） | 各1 | 完了後速やかに |
| (3) その他委託者が提出を指示するもの | | 随時 |

4 特記事項

本修繕の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

(1) 法令遵守

本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

(2) 調査等について

業務遂行にあたり現地調査等を行う際は、修繕に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者には十分配慮すること。

(3) 物品等の調達について

修繕に必要な暖房・水・100V電源・照明等は、施設の付帯設備を利用できるものとする。その他、サンダー掛けに必要な仮設電源・雑材・消耗品等は、特記されているものを除きすべて受託者が調達するものとする。

(4) 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルートの特短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。エコドライブの推進 アイドリングストップや暖機運転の特短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

(5) 新型コロナウイルス感染対策

下記について留意し、業務を実施すること。

ア 業務従事者の体調管理に留意すること。

イ 業務開始前の検温、記録をすること。

ウ 業務開始前に発熱、咳、倦怠感等、体調不良が認められた際は、業務に従事させないこと。あるいは、業務に従事した者に上記の症状が見られた場合、その旨を速やかに委託者に報告すること。

エ 業務開始前、終了後の手指へのアルコール消毒の徹底及びマスクの着用等による感染対策を徹底すること（厚生労働省及び札幌市等から示された指針によりマスク着用の必要が無いと判断される場合を除く）。